

※下線部分を変更

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会設置要綱  
(改正案)

(名称)

第1条 本会は「大規模災害時廃棄物対策近畿ブロック協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近畿地域ブロック(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府4県をいう。)において、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、府県域を超えた連携が必要となる災害(以下「大規模災害」という。)時の廃棄物対策に関する広域的な連携について検討し、実効性ある行動計画の充実化に結び付けることを目的とする。

(検討事項等)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について情報共有及び検討を行うものとする。

- 一 各構成員が実施又は検討している災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- 二 近畿ブロックにおける大規模災害発生時の廃棄物対策に関する広域連携についての検討
- 三 近畿ブロック以外の実施又は検討されている大規模災害発生時の廃棄物対策に関する情報の共有
- 四 その他、本協議会で検討が必要な事項

(構成員等)

第4条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。  
なお、構成員が推薦する者のオブザーバー参加は妨げない。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、環境省近畿地方環境事務所資源循環課におく。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成 27 年 1 月 15 日から施行する。  
この要綱は、令和 4 年 3 月 日から施行する。